

改正 令和 年 月 日 原規規発第〇〇号 原子力規制委員会決定

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(原規規発第 1711222 号)の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 (削る) (削る) (削る) (削る)	6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 <u>必要な設備・機器等の維持管理について、記載すべき内容を以下に示す。</u> <u>1) 建屋・構築物等の維持管理</u> <u>放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理</u> <u>核燃料物質が貯蔵されている場合、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設において核燃料物質による著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するための性能を満足するよう施設及び設備を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>3) 放射性廃棄物の廃棄施設の維持管理</u> <u>放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が必要な期間、気体廃棄物処理施設、液体廃棄物処理施設及び固体廃棄物処理施設の性能を適切に維持管理するための方法を記載する。放射性廃棄物を保管管理する施設及び設備については、新たに放射性廃棄物が発生するこ</u>

(削る) (削る) (削る)	<u>とがなくなり、事業所外への搬出が完了するまでの間、維持管理するための方法を記載する。</u> 4) <u>放射線管理施設の維持管理</u> <u>施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る施設及び設備については、監視、管理等が必要な期間、維持管理するための方法を記載する。</u> 5) <u>解体等のために設置した設備の維持管理</u> <u>解体等を行うために設置する施設及び設備については、必要な性能を明確にし、必要な期間その性能を維持管理するための方法を記載する。</u> 6) <u>その他の施設の維持管理</u> <u>その他の安全確保上必要な施設及び設備（非常用電源設備、火災防護設備、換気設備、照明設備、補機冷却設備、消火設備等）については、安全確保上必要な期間、これらの機能が維持管理するための方法を記載する。</u>
(12) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 1) (略) 2) 資金の調達の方法 資金の調達の方法について記載する。 <u>(注) 実用発電用原子炉については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号）に基づく再処理等拠出金及び廃炉拠出金を継続的に納付することを説明すれば足りる。</u> (13) ～ (16) (略)	(12) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 1) (略) 2) 資金の調達の方法 資金の調達の方法について記載する。 (新設) (13) ～ (16) (略)